

# 児童に繪を教へるには

西澤　笛畠

有名な有馬温泉 そこの御土産として名高い有馬筆といふものがある、五色の絲に軸を巻き飾つて見るからに、美くしい、優雅な筆である。面白いところには、この筆はいざ字をかこふこして、手にさり上げるご軸の末端にひょこり、ご巧みに刻んだ美くしい人形が飛出して、全く興深いものである。

その仕掛けは一本のすが絲で、小さい鉛のかたまりの上下によつて、出たり引つ込んだりするだけのことである。併し字でもかこふこ云ふ児童にさつては、このさゝいの仕掛けが充分の興味をもたらして、不知くの間に手習ひをするところになる。

この不思議の動らきをする人形筆の起りが又面白い、それは昔々藩主の若君が何んごしても習字を嫌つて近習達を

こまらした時、家老某は極めて智慧者であつただけに、早速の妙案は習字の場合の興味といふ處に着眼して、この筆が生れ出たと傳へてある。

成程机に向つて、筆を取る、ひょこり飛び出す人形の動きは、若様の心をよろこばしたに違ひはない、興味があれば自然と上達する、上達するから興味が一層出てくる。

かくして若様は馬鹿様にならずに済んだ謂である。物に對しての應用こそ實に必要な問題である。私が、ラジオでクレヨン畫の描方を放送した時に各所から色々ご感謝の手紙が手元に届いた、その中で面白いものを参考に一つあげて見る。

前略、私娘學校にて圖畫の成績思はしからず、當人も一向に氣乗りましたらず、歸校後家庭に於て、何にかご心を用

ひ居れども少しも影響なく、活潑とは申せ運動にのみ興味をもち居り候處。今回先生の放送によるラジオの播方のテキスト一部相もごめ日々家人も共々練習いたした處、牛に引かれての諺通り、當人も何んごなく、面白く感じたか一日ご力を入れる様に相成り、十日間實習いたし候、此分にては段々、繪の趣味も理解いたし成績も多少、變化いたすごとかご存し候、結局は、練習上の興味がかかる結果を生み候事ご厚く御禮申上候早々。

こんな文面である、總て兒童に物を覚えさせようとする上には無理があつては、効果がないのである、自然ご興味を感じる様に筋道をつけて、引張り込むご云ふ事が肝要である。悪い事も習慣から起るが、善い事を會得させるにも、唯一圖に覚えさせ様ごすれば却つて反対の結果を生じて成績をあける事も出來ないのである、前に述べた、習字を好み若様の爲めに作り出されたご稱する有馬筆の例もこの意味に於て等閑に附すことは出來もしないし、又考ふ可き點であるご思ふ。

大人でも同じではあるが、兒童に於ては尙更、無理では

いけないご思ふ、不知くの間にざんな事でも呑込む様に順序をつける事が大切である。

それから、繪を描く場合ごしては、畫材の選擇ご云ふ事である、この材料の如何か結局は興味を持つかもたぬかの分れ目となるから男女に由つて、區別することごへ、時代的な材料の取入れご云ふ大きな問題が、この場合可成り大きな役目をするものである。

先般の放送後、其の作家の結果を募集して集まつた者を見た時成る程ごうなづかれたものである。それはご云ふで見る、男の兒が軍人を好み飛行機を描くのは何んの不思議もないが、女の兒が軍人をかき飛行機や軍艦をかくご云ふ傾向である、非常時日本ごしてかくある可きではあるが、繪畫上に時代精神を然も子供自體が織込むご云ふ點は、餘程注意す可き處でもあり、又繪畫によつて兒童達の精神を判断し得るご云ふ事が實際輕々に見のがせぬ處である。

精神教育をほごこす上に於て、萬言を費やすよりも、應用の方法によつては、繪畫を利用しての、自然的な會得こそ、意外の効果があるご思ふのである。そこで話しあは前にも

もさるが、如何にしたら兒童は繪畫に興味を持つかと云ふ點である。多數の子供達の中には繪なき描く事を好まぬ者もある事は事實である、そこに興味的の習得法を研究して優雅なる美育を施す事は、教育者としても割合に兒童に對して便法である私は思つてゐる。

幼い時に覺えた事は一生を通して影の如くに浮び出てくるものである、東洋の美術國日本、その國に生れ出づる人が自然に其素質を保持していることは事實であるが、これに磨きを掛ける必要は云ふ迄もないと思ふ。

今喧ましい思想問題なども、こうした美術應用の教育法によつて隨分こやはらげられることが多い、いつも私は考へてゐる。

それと繪畫趣味の保持と云ふことは、一家をなした時即ち活動期に入つては尙更色々に應用せられて、隨分と有益である。囁る云ふのでもない派手にする云ふのでもなく自己の服裝等を整へる場合にしても、質素な中にも一つの調和を示して其人の人格を思はせるのも全くこの美術趣味から生れてくると思はれる。

こんな風に論じて見ると、繪畫趣味の教養が如何に必要であるかと云ふことも、判然としてくるのである。そこで、この繪畫教導の上に私としての希望が出てくる、それは今日迄に色々と経験して見た結果は、次の様に記述するより外は今の處ないかもと思ふのである。是れを参考として、尙色々のよい考へが浮ぶならば、實に結構な事である。

『一、自由畫の面白さは我々繪畫を専門的に研究している者から見ても實際感心させられて隨分参考になる點が多いのである。拘束ない天地に思切つた描方をする兒童の手先から生れ出る、不思議な力を持つ繪畫表現、これは全く模倣しようとも、しても容易ではないし、特に作り出さうとしても、中々出來難い至寶であるかも知れないが、その不可思議な興味的表現を我々は讚歎計りして見てはいられないのである。怡度、大人の世界でも同じであるが、何んの仕事にしても餘りに自由である結果は最初は面白いが、終局の結果は却つて、どうにもならない様になるのが普通である。そこに一つの標準があり規定があつて、後にその型を破つて然も動かすこの出來難い、寸法には少しはまらない

でもをかしきない仕事のあらはれ、即ち古人の云ふ法あつて後に法なしの自由に到着しなければ、眞の力はいへないのである。稀に一人の天才が軌道を外にしての異様なる結果を見せることが、あつたとしても、これを以て全般に當はめるには決して出来ないものである。

『一、こゝに私の申上様にする要點が產れてくるのである。つまり隨分正確な手本を示しても兒童は兒童らしい觀察表現しか出來難いものである。一つの行ひにしても、可成りよいところをして見せて、悪い方へ走りやすいのが、兒童としての常である。そこで最初から餘りにも自由的な描法による指導を以てすれば、最後の結果たるや、抜き差しの出來難い者となつて、其兒童の損失は全く幾何であるか判らない、可成りに正確な手本を選み與へなければならぬ點はこれを以て見ても明らかである。正確なる者を以てして尙、そこに自由さを多分に盛り込むのが兒童の常であることは繰返す迄もない事である。

頑迷に拘束的な教導を繪畫指南の上に加へ様にするものではない、兒童が興味を失はない程度に於てこの大切な

方針を應用し利用して、繪畫教育を施すならば必ずや得る處の大にして兒童の幸福を増進し國家社會を益する事の大なるは云ふ迄もないことである。

私は單に我田引水的に繪畫道の獎勵をなすものではなく他の修養と共に東洋獨特の美術趣味殊にその原因をなす處の繪畫の指導法に對して、これ丈けの要領を基礎として進むならば、隨分兒童の幸福を増進し得ること思ふからである。

描方に使用する材料はクレヨンでも日本畫の材料の墨や筆でも何んでも私はよいと思ふ。

可成便利な材料安價な品を選むことは色々な方面から見ても當然である、唯これを如何に運用して教導するか是非である。郊外に新鮮の空氣を吸ひながら自然を寫生せしめて自由的な繪畫を作らせる、事も結構であるが、その行動をなさしむる以前に於て基礎的に自然の視方即ち構圖法の材料(クレヨンとか筆墨鉛筆等)の驅使の方法を充分に會得せしめて置くことが何によりである。

其上に於て極めて自由なる拘束なき繪畫修得をなさしむ

ること前述の要點に合致するものである。私は思ふのである。

單に自由を目標として少しも、指導上にその示す處のない事は児童の心に不安をもたらしめて實は、よい結果を出しえないのである。児童には児童相當の仕事の上に自信を抱

得せしむることが大切な事である、殊更繪畫描寫の上に懷せしむることが大切な事である。

(昭和八年十一月六日夜)

## 關西聯合保育會の建議

昨年十一月神戸市に開催せられた第四十回關西聯合保育會に於て左の建議を文部大臣に電送した

建議

今同ノ學制改革ヲ機會ニ女子師範學校ニ保姆養成科ヲ、師範

學校ニ幼稚園ヲ附設セラレンコトヲ本會ノ決議ニヨリ建議ス

尙ほまた次の建議をなし、代表委員として安井八十二、山崎

ときの、鹽見タキエ、望月クニの四氏特に上京、文部省を訪問

し、主牘部各官に面會、建議の趣旨につき詳細説明して、その

徹底につとめられた。

建議

昭和八年十一月五日神戸市ニ於テ本會主催ノ下ニ第四十回

西聯合保育會ヲ開催シタル所各地ヨリ幼稚園長保姆並ニ幼兒

教育關係者等一千二百五十二名參集シテ慎重審議左記事項ヲ

は何によりも大切な事である云ふ可きである、無圖かしい事。  
か窮屈さかいつて餘りにも放任的な態度によつて指導する  
ことは、どんな者であらうか、私は教育者ではない、單に  
一美術家として繪畫教育の上に、殊に児童に繪畫の道を教  
ゆる上に於てかく考へたのである。

決議致シマシタ、就テハ何卒決議ノ主旨ヲ御採擇相成リマス  
ル様右建議致シマス

昭和八年十二月十日

關西聯合保育會代表  
神戸市保育會會長 黒瀬弘志

文部大臣 鳩山 一郎殿

記

幼稚園保母ノ資格向上並ニ待遇改善ニ關シ左記事項ヲ速ニ實施  
セラレタシ

一、幼稚園保母ノ教養程度ヲ小學校本科正教員ト同等以上タ  
ラシムルコト

二、幼稚園長及保母ヲ視學等ニ任用スルノ途ヲ開クコト

三、幼稚園長及保母ノ若干數ヲ委任待遇トナスノ途ヲ開クコ  
ト

四、幼稚園保母ノ月俸額ヲ小學校本科正教員ニ準セシムルコ

ト  
五、幼稚園長及保母ニ對シ年功加俸ヲ給スルコト